

空き家等意向調査の概要

(1) 調査目的

本市では、平成 27 年度に全戸を対象とした実態調査を行い、市内全域における空き家の状況を把握した。

本調査は、実態調査で把握した空き家の利用や管理について、空き家の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の意向を把握し、今後の空き家対策に役立てることを目的とする。

(2) 調査概要

ア 調査対象

空き家総数 1,374 戸のうち、小規模の修繕により再利用可能の空き家（老朽度判定 C, 428 戸）、不具合の見られる空き家（老朽度判定 D・E・F, 179 戸）及び老朽度が不明の空き家（8 戸）の計 615 戸の所有者等（ただし、所有者等が不明等の空き家 25 件を除く）

※ 1 老朽度判定の定義は以下のとおり

A, B : そのまま再利用可能 (759 戸)

C : 小規模の修繕により再利用可能 (428 戸)

D : 損傷が激しく、大規模な工事が必要 (97 戸)

E : 倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い (36 戸)

F : 倒壊の危険性があり、解体などの緊急性が極めて高い (46 戸)

※ 2 実態調査において、そのまま再利用可能と判定された空き家（老朽度判定 A・B, 759 件）の所有者等に対しては、国の直轄事業（半島振興連携促進事業）により平成 27 年度に意向調査を実施済

イ 調査方法

調査票の郵送配布、郵送回収（調査票の配布にあたっては、江田島市が実施している空き家対策を概説した参考資料を同封）

ウ 調査期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から 9 月 23 日（金）

エ 調査項目

- a. 対象住宅の所有状況（問 1）
- b. 対象住宅の利用実態（問 2・3）
- c. 空き家の期間・要因（問 4・5）
- d. 空き家の管理状況（問 6～9）
- e. 空き家の活用等の意向（問 10～15）
- f. 連絡先
- g. 自由意見

オ その他

調査票には、個々の空き家の管理番号を付与し、回収した調査票については、本市が所有するGISシステムを活用して、空き家のデータと一元的に管理できるようにする。